

議案第十二号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例の一部を改正する条例

港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立台場保育園の項中「東京都港区台場一丁目五番一号」を「東京都港区台場一丁目三番六号」に改め、同表に次のように加える。

港区立神応保育園

東京都港区白金六丁目九番五号

第四条第二項中「及び港区立元麻布保育園」を「、港区立元麻布保育園」に改め、「元麻布保育園」という。）の下に「及び港区立神応保育園（以下「神応保育園」という。）」を加える。

第六条、第七条第二項並びに第十一条第一項及び第二項第四号中「又は元麻布保育園」を「、

元麻布保育園又は神応保育園」に改める。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説明)

台場保育園の位置を変更するほか、神応保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。